

下請資金繰り支援事業（手形買取）利用条件チェックシート

(株)建設総合サービス金融事業部

下請資金繰り支援事業のご利用にあたっては以下の条件をすべて満たしていることが必要です。以下の各項目にチェックをお願いします。

※以下の条件を満たしても買取枠や審査基準により買い取りできない場合があります。

お客様会社名

1.元請企業さま（手形の振出人）に関するご利用条件

<input type="checkbox"/> 元請が買取り実施日の年度又は前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事）の受注実績があること。《注①》	《注①》 各種入札情報等でご確認ください。
<input type="checkbox"/> 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていないこと。	《注②》 純資産は(財)建設業情報管理センターのホームページ http://www.ciic.or.jp/ の「経営事項審査結果の公表」で検索した結果通知書(参考)「自己資本額」がゼロ以下でないかを確認下さい。
<input type="checkbox"/> 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。	
<input type="checkbox"/> 財務状態の健全性に著しく欠ける企業でないこと。 少なくとも、債務超過（純資産がゼロ以下）でないこと 《注②》	

2.貴社ご自身に関するご利用条件

<input type="checkbox"/> 原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等であること。《注③》	《注③》 貴社が二次下請であったり、下請企業との資材取引であった場合、その支払い分を含む手形は買取できません。 なお、発注者は官民を問いません。
<input type="checkbox"/> 下記の2つのうち、いずれかに該当すること。 ①元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業）から当該建設工事の一部を直接下請している下請建設企業であること	
<input type="checkbox"/> ②元請建設企業に当該建設工事に関する資材を直接供給している資材業者であること	

3.手形、利用金額等に関するご利用条件

<input type="checkbox"/> 手形債権の裏付けとなる債権・契約が明らかに存在することを証明できる資料が完備していること 《注④》 《資料》①契約書（又は基本契約書と注文書・注文請書の一式）等 ②支払通知書の写し	《注④》 債権存在確認のため、場合によっては元請企業への電話確認等を実施することがあります。
<input type="checkbox"/> 買取申込み日から決済日まで40日以上あること	《注⑤》 手形期間が(120日を1～3日超える場合も含めて)4か月以内であれば大丈夫です。(初日不算入)
<input type="checkbox"/> 当該工事請負代金等に対応する元請建設業者が振出した支払手形であること	
<input type="checkbox"/> 手形期間が120日以内であること 《注⑤》	
<input type="checkbox"/> 裏書手形でないこと	
<input type="checkbox"/> 1回の買取申し込みにおける手形金額（複数枚可）の合計が500万円以上で、かつ1枚の手形金額が50万円以上であること。	